

平成20年8月1日

各位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 倉持 治夫

新商品「無配当総合医療特約」・「無配当総合医療保険」の発売 および「指定代理人請求特約」の取扱い開始

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：倉持 治夫）では、わかりやすい保障内容の『無配当総合医療特約』および『無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）』を平成20年8月21日より発売いたします。

また、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定いただいた代理請求人からご請求いただけるよう、『指定代理請求特約』の取扱いを開始いたします。

無配当総合医療特約・無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)の主な特徴

○わかりやすい保障内容

- ・近年の入院の短期化傾向を受けて、1入院あたりの支払限度日数を60日とします。
- ・また日帰り入院を保障します。
- ・手術給付金額は、公的医療保険制度の対象手術に対して、入院手術一律20倍・外来手術は一律5倍をお支払いするわかりやすい内容にしました。

○充実の手術保障範囲と放射線治療給付金の新設

- ・入院の有無に関わらず、公的医療保険または先進医療の対象となる手術をお支払の対象としました。
- ・また、公的医療保険または先進医療の対象となる放射線治療を保障する放射線治療給付金を新設しました。

○高額割引制度の導入

- ・入院日額1万円以上の場合には、保険料の割引が適用されます。

○『無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）』の短期払取扱

- ・『無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）』では「一生涯の保障を確保したまま、退職時に払込を終了したい」といった要望にお応えするために、保険期間終身の場合に短期払をお取扱いします。

※新商品の発売にあわせ、入院関係特約の特約数を38から6に見直し、わかりやすい商品体系としました。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

【お問合せ先】 広報部 （東京）古谷 TEL.03-3434-9190
（大阪）砂田 TEL.06-6447-6258

1. 『無配当総合医療特約』『無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）』の概要

(1) 保障内容

保障の種類		標準型	特定疾病長期入院保障型
入院 給付金	お支払金額		入院日額 × 入院日数 ¹
	1入院 あたりのお支払 限度日数	災害による入院	60日
		がん・脳血管疾患 ・心疾患以外の 疾病による入院	60日
		がん・脳血管疾患 ・心疾患による 入院	60日
保険期間中の 通算お支払限度日数		1,095日	
手術給付金		公的医療保険または先進医療の対象となる手術 ² のうち 入院を伴う手術：入院日額 × 20 上記以外の手術：入院日額 × 5	
放射線治療給付金		公的医療保険または先進医療の対象となる放射線治療 ² 入院日額 × 10	
死亡保険金		なし ³	
解約払戻金	総合医療特約	無解約払戻金型の主契約に付加の場合はなし。 以外の場合はないかあってもごく小額となります。	
	総合医療保険	保険料払込中（全期払含む）：なし 保険料払込満了後：あり	

- 1 日帰り入院から保障します。
- 2 一部対象とならない手術・放射線治療があります。また、先進医療の対象であっても検査等の場合は対象となりません。
- 3 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の終身タイプで短期払の場合、保険料払込期間満了後に被保険者が死亡された場合には解約払戻金をお支払いします。

(2) 取扱内容（無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型））

項目	内容
保険期間	年満期：5・10年 歳満期：60歳～85歳（5歳刻み） 終身
加入年齢	6歳～75歳（保険期間により異なる）
保険料払込	全期払込 短期払込（保険期間終身の場合のみ）
入院日額の 取扱範囲	3,000円～20,000円（1,000円単位）
付加できる特約	無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型） 無配当先進医療特約（保険料払込中無解約払戻金型）

(3) 保険料例

無配当総合医療特約（無解約払戻金型）

保険期間・保険料払込期間：10年 / 入院日額：1万円 / 月払 / 口座振替扱 / 標準型

年齢/性別	男性	女性
20歳	1,790円	2,450円
30歳	2,150円	2,610円
40歳	2,450円	2,530円
50歳	3,710円	3,400円
60歳	7,240円	5,700円

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

保険期間・保険料払込期間：終身 / 入院日額：1万円 / 月払 / 口座振替扱 / 標準型

年齢/性別	男性	女性
20歳	2,830円	3,200円
30歳	3,640円	3,820円
40歳	4,870円	4,780円
50歳	7,040円	6,660円
60歳	10,570円	9,620円

主契約のみの保険料です。

商品の詳細につきましては、「設計書（契約概要）」、「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり 約款」を必ずご確認ください。

2. 指定代理請求特約の概要

(1) 代理請求が可能となる被保険者の状態

被保険者が受け取ることとなる保険金や給付金等について、次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金や給付金等を自ら請求できない場合に、あらかじめ指定された代理請求人が被保険者に代わって保険金や給付金等を請求いただけます。

保険金等請求の意思表示が困難な場合
被保険者が悪性新生物の告知を受けていない場合
請求できる保険金がりビング・ニーズ特約の特約保険金である場合で、被保険者が余命6ヵ月以内であることの告知を受けていない場合
その他上記に準じる状態である場合

(2) 指定代理請求人の範囲

次のいずれかに該当する人をあらかじめ「指定代理請求人」としてご指定いただけます。

被保険者の戸籍上の配偶者
被保険者の直系血族（親・子・祖父母・孫など）
被保険者の兄弟姉妹
被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の三親等以内の親族

代理請求時に「指定代理請求人」が上記の要件を満たしていない場合には、その「指定代理請求人」による代理請求はできません。
「指定代理請求人」に指定できるのは1名のみです。

(3) 代理請求の対象となる保険金や給付金などの種類

代理請求の対象となる保険金や給付金などは次のとおりです。

被保険者が受取人となる保険金・給付金等（満期保険金、年金等の生存給付を含みます）
契約者・被保険者が同一の契約における保険料の払込の免除

(4) 「指定代理請求特約」を付加可能な保険種類

「指定代理請求特約」は、全ての個人保険・個人年金保険に付加いただけます。また、新規ご加入に限らず、既契約への中途付加もお取扱します。

商品の詳細につきましては、「設計書（契約概要）」「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり 約款」を必ずご確認ください。

以 上